

(様式第2号)

要 点 録

令和6年11月12日作成

会 議 の 名 称	令和5年度第1回島本町立人権文化センター運営委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和6年3月26日(木) 午前10時30分～午前11時52分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町立人権文化センター 2階集会室	公開の可否	☒ 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	人権文化センター	傍聴者数	なし
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 委 員	林委員、後藤委員、中村委員、山本委員、東田委員		
会 議 の 議 題	1 島本町立人権文化センター運営委員会会長等の選出について 2 令和5年度島本町立人権文化センター事業報告について 3 令和6年度島本町立人権文化センター運営方針(案)及び事業概要(案)について 4 その他 ・人権文化センター運営委員会の今後のあり方について		
配 付 資 料	資料1 令和5年度島本町立人権文化センター事業報告 資料1-2 令和5年度利用状況(12月末現在速報値) 資料2 令和6年度島本町人権文化センター運営方針(案) 資料3 令和6年度島本町立人権文化センター事業概要(案) 別添1 島本町立人権文化センター条例 別添2 島本町立人権文化センター運営委員会規則 別添3 島本町立人権文化センター条例施行規則 別添4 島本町人権啓発施策審議会条例 別添5 島本町人権啓発施策審議会施行規則 別添6 委員一覧		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

令和５年度第１回人権文化センター運営委員会要点録

日 時 令和６年３月２６日（火）午前１０時３０分から午前１１時５２分
場 所 島本町立人権文化センター ２階集会室
出席者 林委員、東田委員、山本委員、後藤委員、中村委員
事務局 矢野所長、前田

事務局

島本町立人権文化センター運営委員会規則第５条第２項の規定に基づき、委員の過半数の出席があるため、会議が成立している旨の報告。
配布資料の確認。

案件１ 島本町立人権文化センター運営委員会会長等の選出について

会長に林委員、副会長に東田委員を選出。

会長

就任あいさつ
（傍聴者なし）

案件２ 令和５年度島本町立人権文化センター事業報告について

会長

それでは、次第にそって進める。

案件２ 令和５年度島本町立人権文化センター事業報告について、事務局から説明を願う。

事務局

【資料１】に基づき説明。

会長

何か質問等はないか。

委員

啓発事業を色々やっているが、どれぐらいの人数が参加するのかという想定はあるのか。

事務局

街頭啓発については、人権擁護委員等啓発物品を配布する人員として本課の方から依頼し、参加いただいた人数であるが、それ以外のイベントの参加人数は来場者数である。人権のつどいはケリヤホールの収容人数が上限である。しまもとふれあいフェスタについては、新たな試みとして従前から日程、時間帯を変更して実施したもので、認知度に不安があった。当日、小学校行事と重なり、参加者数に伸び悩みがあったが、学校側の全面的な支援により従前のふれあい夜店に比べて約6割程度の来場者数となっている。次年度については、学校側と調整し10月5日を予定している。

パソコン教室については、パソコンが6台なので6名となっている。週に1回6週間にわたり実施しているところである。倍率が2～3倍の講座となっている。

委員

それはパソコンの台数による制限か。

事務局

そのとおり。

委員

どういう年代の方が来ているか。

事務局

仕事を退職されてパソコンを一から学びたいという高齢者が多い。中には比較的若い方もいる。

委員

人権ケースワーク事業の59件はのべ件数か。

事務局

そのとおり。

委員

パソコン教室だが、今、パソコンを持っている人も多い。自分のパソコンを持ってきて参加ということはしないのか。

事務局

そのような形式で実施している自治体もあるが、本町では、同じソフトで同じように授業を進めるという形で実施している。センターのパソコンであれば、

統一されており、最新のソフトを入れているので、この形が良いのではないかとということで実施させていただいている。

委員

「いこいの広場」の集計だが、12月末現在となっている。年度予定でいくと人数はどうか。増えているか。

事務局

現状のままの推移であると、前年度より利用者は増加する予定である。

委員

スマホ教室はやっていないのか。

事務局

スマホ教室は他課が実施している。

委員

センターを利用されているのは、無料の方ばかりか。

事務局

減免団体も含めてすべての利用者を記載させていただいている。

委員

その使用料の記載がない。これだけの利用に対してどれくらい使用料の収入があったのか、どれだけが減免団体だったのか。

事務局

利用団体のうち、約半分が減免団体で残り半分が全額有料団体である。いこいの広場は町が実施しているので無料となっている。

委員

決算書には使用料の数字がでるか。

事務局

決算書には人権文化センター使用料という形で記載される。

委員

使用料収入については、資料には出ていない。

事務局

現在のところ資料に記載していないが、記載をというご意見であれば、検討させていただく。

委員

決算書をみれば分かると思うが、文化情報コーナーまで行って見ることはなかなかない。概算でもよいので記載があった方が良くと思う。

事務局

合算で良ければ、後ほど数字をお示しさせていただく。

委員

本来であれば、減免団体がどれくらいで、売り上げがどれくらいでといった割合も知りたいところである。

会長

他に意見が無ければ次の案件に進む。

案件3 令和6年度島本町立人権文化センター運営方針(案)及び事業概要(案)について

会長

案件3 令和6年度島本町立人権文化センター運営方針(案)及び事業概要(案)について、事務局から説明を願う。

事務局

【資料2】及び【資料3】に基づき説明。

委員

使用料の改正について、どのような計算でこうなっているのか。

事業概要のもぐもぐ地域交流であるが、今年度はミャンマー料理などを企画されている。どこの国の料理教室をするのかどのように企画しているのか。

事務局

4月以降の使用料については、町として料金に対する考え方を整理する中で、維持管理費について受益者負担の観点から利用者に一定ご負担いただこうとい

う考え方になった。

委員

通常民間だと営利を目的とするので、例えば5%の利益を上げるとかで計算するが、これは町の方で税金を使ってやっている。その分を全額受益者負担というのは難しいと思う。例えば3割は受益者負担でいく、とか基準はあるのか。

事務局

町の使用料の見直しに関する基本方針というのが公表されており、それに則って計算している。部屋に関しては面積比でも計算しているので、面積が広い集会室は高くなった。

もぐもぐ地域交流については、人権まちづくり協会に委託している。協会では、日本語教室に来ていた生徒やつながりのある町内の外国人の方に声掛けをして講師として料理教室を開催されている。料理を作るだけではなく、その国の話もしてもらったりするなど多文化共生を図る講座となっている。

委員

プロジェクター、ピアノの付帯設備料金は1回か、時間か。

事務局

時間である。

委員

ということは時間分、お金がかかるのか。

事務局

使用される時間分、料金が発生する。

委員

プロジェクターを持ち込みすれば料金はかからないのか。

事務局

お見込みの通り。

委員

貸室の料金について、町の方針が変わったということか。

事務局

町には他にも有料施設はあるが、従来は所管する部署が個々に使用料を決定しており、近隣の同等の施設との比較といった検討はしていたが、町としての統一的な方針はなかった。人権文化センターは隣保館であり、無料または低廉な価格で利用に供するというものであるので、ふれあいセンターや歴史文化資料館と同じ俎上に載せるのはなじまないのではないか、という議論はあったが、減免制度で整合をとった。

委員

行政相談事業とはどういったものか。高槻市との合同総合相談、これはどういったものなのか。

事務局

行政相談事業は人権文化センターに事務が移管されてきたもの。行政相談委員が行政に関する相談を受けている。

高槻市との合同総合相談は、年に2回実施しているもので、行政相談委員だけではなく、司法書士や土地家屋調査士、税理士、弁護士といった専門家の派遣もいただいて高槻市役所で実施しているもの。島本町は一定費用を負担しており、島本町民も相談にいけるというものである。

委員

町民が普段生活しているうえで、行政に関する相談であれば相談にいけるといえるものか。前は住民委員会で上げたりしていたけど、どういうものが対象なのか。

事務局

国や府に対するものでも可能である。

委員

行政相談という名前そのものがすごくあいまい。

委員

前からこういう相談はあったのだと思うが、知らなかった。信号であれば自治会とかを通して行政に上げていく、そういうのでやっていこうとはしている。

委員

自治会だが役場に直接行くよりも民生委員を通したらいけるといえることが多い。民生委員が結構情報を持っている。民生委員であれば町との橋渡ししてもらえるとこの感じ。

事務局

行政相談委員の業務に関する資料を用意させていただく。

会長

その他意見等はないか。

案件 4 その他

・人権文化センター運営委員会の今後のあり方について

事務局

ご意見を伺いたい案件がある。人権啓発施策審議会条例、同施行規則、委員一覧をお配りした。

もともと人権・平和・男女共同参画施策を所管していた人権推進課と、隣保事業を所管していた人権文化センターが統合して現在の「人権文化センター」という課になった。人権啓発施策審議会は、当時の人権推進課が所管していた人権・男女共同参画施策に関して町長から諮問を受けて意見を述べる会議であった。本年度は、男女共同参画計画の策定に関して町長からの諮問を受けて意見をいただいている。

人権文化センターの運営に関しては人権文化センター運営委員会で諮ってきたが、2つの課が統合され、現在では、男女共同参画や人権啓発に関すること、一部、人権文化センター事業ということで意見をいただいている。

その関係で同じような組織が2つあるという状態になっている。委員の選出団体も多くが重なっている。

人権啓発施策審議会では部会を設置できることとなっている。人権文化センター運営委員会も今後この部会のような取り扱いでさせていただければと検討している。それに関して皆様のご意見をいただきたい。

委員長

何か意見はないか。

委員

人権推進課がなくなって、その業務を人権文化センターでやっているのであれば、合体しないと思うがよいのでは。同じではないがよく似たことをやっている感じがする。

委員

人権啓発施策審議会は精神的な面で運営委員会は具体的な運営というニュア

ンスがする。しかし運営委員会で議論している「運営方針」というところは一緒な気がする。そういう意味では一緒に、やっていることはちょっと違うかなと思う。それをひとつにまとめるのは大変かなという気がする。精神が一緒やからね。

委員

課の統合による規則の改正はなかったのか。

事務局

機構改革の際には特に改正を行っていない。

委員

であれば、2つとも存続させるという町の方針であるから、人権啓発施策審議会の中に部会として存続させるしかないのではないか。

委員

社会教育委員は人権啓発施策審議会に委員として選出されていないので、社会教育委員からは誰も出ないことになるのか。

事務局

社会教育委員も入れさせていただく予定である。

委員

合体した場合とそのままだった場合のメリット、デメリットは。

事務局

同じような内容を所管している組織体が2つあり、それぞれ同じ選出団体から別の委員の選出をいただいている。合体することで団体の選出負担は減ると考える。

委員

同じようなことを所管している組織が2つあるという部分が解決されるのか。第一部会と第二部会はこのままでいくのか。

事務局

現在の施策審議会の所管に隣保事業が付加されと考えている。

委員

今の在り方が良いのかというのは、別にして、ただ単に合体しただけでは、所管が重なっている現状と結局同じようなことになっていかないかと感じた。やってみるというのもあり。

委員

やってみて、また考えて少しずつ変えていけばよい。

委員

やってみてそれが絶対ではなくて、また考えてやっていけばよい。

委員

要するに最初は違ったのだけど、組織の統合で似たような組織が2つある、最近こうなってきた。ということで組織の在り方を見直しましょうということ。それはやってみたらいいんじゃないかと思う。やらないと変わらない。

委員

どこの部署においても人権を守るという観点が必要。

委員

人権そのものが大きすぎるので、人権に関わらない事はないと思う。それを皆で一つになってやりましょうよ、ということ。

事務局

先程ご質問いただいた貸室使用料について、令和5年4月1日から12月末までの分として27万1325円となっている。

会長

ありがとうございました。

本日予定していた案件は終了し、以上をもって会議を閉会す

以上